総務委員会)

玉 家 公務 員 退 職手当法 . の ー 部 を改正する法 律 案 閣 法 第一七号)(衆議 院送付) 要旨

本法 律 案 は、 玉 家 公務 員 制 度 改 革 に おけ る 玉 家 公 務 員 退 職 手当 制 度 の 改革の 必 要 性 ゃ 玉 家 公務 員 の 給与 構

造 の 改 革 の 状況 等 に か h が み、 職 員 の 在 職 期 間 中 の 公 務 ^ の 貢 献 度 を ょ IJ 的 確 に 反 、映させ るため、 中 期 勤 続

者 の 退 職 手 当 の 支 給率 を 改 定するとともに、 定 期 間 の 職 務 の 内 容に 応じ た 調 整 の 仕 組 み を 創設 し ようとす

る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次のと お IJ で あ る。

一、一般の退職手当

退 職 し た 者 に 対 する 退 職 手当 の 額 は、 退 職 手 当 の 基 本 額 に 退 職 手当 の 調 整 額 を加えて得た額とする。

二、退職手当の基本額

- 1 退 職 手当 の 基 本 額 は 退 職 の 日 に お ける俸給月額 に 退 職 理由ごとに、 そ れぞれ勤 続期間 に応じて定
- め る 支給率 を乗じ τ 得 た 額とし、 中 期 勤 続 者 の 退 職手当 の 基 本 額 に 係る支給 率 を引 き上 げ る。
- 2 在 職 期 間 中に、 俸給月額 が 減額されたことがある場合につい て、 退 職 手当の基 本 額 の計算方法の特例

を設ける。

三、退職手当の調整額

退職手当の調整額は、 在職期間の各月ごとに、当該各月においてその者が属していた職員の区分に応じ

て定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順に六十月分の調整月額を合計した額とする。

四、施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。